

事業主に求められる

9/14
水

改正育児介護休業法の実務と マタハラ等のハラスメント対策について



平成 29 年 1 月に育児介護休業法が改正になると聞いたけど、
対象者がいない場合は就業規則の規定は不要？

介護を抱えている従業員はいるけど、
介護休業って、どういう人がとれるのかわからない。

育児休業から復職した職員に、
短時間勤務したいならパートに変更って言ったけど、マタハラ？

今度会社の義務になる“マタハラの予防措置”って、
具体的に会社は何をしたらいいの？

講師

日本大学法学部教授
神尾 真知子 氏

プロフィール

労働法を専門とし、労働保険審査会委員（厚生労働省）、日本労働法学会などに所属。

「2009 年育児介護休業法改正の意義と立法的課題」など論文多数。

日時

平成28年 **9月14日(水)** 15時～17時

場所

かながわ労働プラザ4階 第3研修室
JR石川町駅北口(中華街口)から徒歩3分、裏面地図参照

定員

70名(申込み先着順)

申込方法

電話、ファクシミリ(裏面の申込書)及びホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7600/>

主催 神奈川県かながわ労働センター

〒231-8583 横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ2階
電話:045(633)6110 内線2708 ファクシミリ:045(633)5401

受講料
無

出席ご希望の方は、裏面をご参照ください。

